

清須市下水道管渠布設工事標準仕様書

第 1 総則

1 適用範囲

この清須市公共下水道管渠築造工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、清須市及び清須市下水道事業が発注する公共下水道及び都市下水路に係る管渠の布設及び舗装本復旧工事その他附随する工種（以下「工事」という。）に適用する。

2 作業範囲

- (1) 業務は、契約書（添付の約款を含む。）、特記仕様書、図面及び標準仕様書（以下「設計図書」という。）に基づいて行う。
- (2) 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、次項の規定による。
 - ア 質問回答書（イ及びウに対するもの）
 - イ 特記仕様書（図面、別紙等を含む。）
 - ウ 標準仕様書
 - エ 愛知県建設局『土木工事標準仕様書』、同『現場必携』及び同『用地調査及び物件調査委託関係仕様書』（請求に係る様式を除く。添付省略）
- (3) 請求に係る様式については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の関係法令の要件に適合したものとし、監督員の確認を受けて提出するものとする。

3 疑義に対する協議

- (1) 設計図書の内容に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 前号の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、清須市公共工事請負契約約款（以下「工事請負約款」という。）第 19 条第 4 項による。

4 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては関係法令を遵守すること。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行うこと。

5 受注者の負担範囲

- (1) 工事目的物の本市への引き渡し後、出来形図若しくは申込書の示す位置と相違している場合又は官民境界まで取付管が設置されていないことが発覚した場合、受注者は速やかに適正な位置に移設する等の処置をとること。また、その費用は責任の限度において受注者の負担とし、これに伴い第三者と紛争が生じた場合は、受注者の責において、誠実にこれを解決すること。
- (2) 工事目的物の本市への引き渡し後、出受注者の明らかな施工不良による不具合が発

生した場合は、工事請負約款第 41 条第 2 項の規定に基づき受注者の責任において修補すること。

6 その他

- (1) 工事施工上必要な手続き及び交渉については、本市が自ら行うと認めた事項を除き、原則として受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、関係官公庁、付近居住者その他の関係人と交渉するとき、又は交渉を受けたときは、誠意を持って解決をはかり、その経緯について遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- (3) 工事に起因した事故及び紛争が発生したときには、受注者は直ちに所要の措置をとるとともに、監督員に通報し、第三者に与えた損害については、速やかに誠意を持って処理すること。

第 2 業務管理

1 安全管理

- (1) 作業現場に酸素濃度測定器等を備え付け酸素欠乏症の防止対策を講じること。
- (2) 救急措置の方法について、現場従事者に徹底指導すること。

2 工程調整

- (1) 本工事は、水道やガスを始めとする他事業者と連携を図り、施工場所、時期等を十分に調整して施工すること。
- (2) 調整した施工予定について、週間工程表を作成し、施工前にデータ及び紙にて監督員に提出すること。
- (3) 受注者は、設計変更するために必要な資料の作成を行うこと。

3 事業損失防止施設費

- (1) 事前調査は工事の施工前に行い、その成果を工事の施工管理資料として事業損失防止のため活用するものとする。
- (2) 事前調査を行うにあたっては、調査区域内の建物の所有者、その他権利者及び必要によりその地域の代表者に調査の趣旨をよく周知し、調査することができるよう努めなければならない。
- (3) 設計図書に明記がなくとも、工事を実施するにあたり受注者が必要と思われるもののうち、本市の判断に基づく軽微なものについては、受注者の責任において施工するものとする。

4 履行報告

受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付すること。

5 本市の品質管理

工事の監督及び検査については、清須市建設工事監督要領（平成 17 年清須市訓令第 35 号）に基づき行う。

第 3 施工

1 試掘及び事前調査

- (1) 工事を受注後、地下埋設物、地下水位の確認のため試掘を行うので速やかに作業体制を整えること。また、その費用は受注者の負担とすること。
- (2) 試掘により確認した地下埋設物の位置及び地下水位については、必ず監督員に報告すること。
- (3) 工事着手前に、工事区域内の側溝、集水枡等の道路構造物を調査し、監督員に工事打合簿にて報告すること。また、状態の悪い箇所は現況写真を添付すること。
- (4) 受注者は、設置した K. B. M（仮標高）について、監督員に確認を受けること。

2 取付管

- (1) 布設箇所の確認
 - ア 取付管を布設する箇所については、清須市公共下水道接続ます等の設置の基準等に関する要綱（平成 24 年清須市告示第 39 号）に規定する取付管布設申込書（第 1 号様式）により受注者が事前に申込者へ確認するとともに、取付管布設深度を設定すること。
 - イ 取付管深度は、浄化槽の入りの深さを始めとした敷地の配管状況を確認の上設定し、申込書の図面へ表記すること。ただし、最低必要土被り及び他の埋設物とのクリアランスは確保すること。
 - ウ 位置や深度が変更となった場合又は申請者の希望する位置や深度に施工できない場合は、必ず施工前に監督員と協議し承諾を得ること。
- (2) 取付管の位置及び深度管理
 - ア 取付管は直管を使用し、官民界の民地側に 20cm 程度突出させて設置し、外キャップにより接着すること。また、施工時は受口を使用しないこと。
 - イ 取付管を設置した位置に本市が支給する汚水鉈を設置すること。
 - ウ 施工前後の写真撮影を行い、設置位置及び深度が明確に確認できる書類を成果品に添付すること。写真により少なくとも官民界まで取付管が到達していることが確認することができること。また、汚水鉈の紛失に備え、取付管の位置及び深度が十分確認できるように、写真等の書類管理を徹底すること。写真は、正面から撮影し、かつ、近景及び背景の建物等が映り込んだ遠景が明確に確認できること。

3 マンホール蓋

- (1) マンホール蓋の仕様は次による。
 - ア 鋳鉄製機能強化蓋（日本下水道協会Ⅱ類認定適用資機材）及び浮上防止機能を有するものを標準とする。

イ マンホール深 2.0m 以上の場合は、転落防止蓋を使用する。

ウ マンホール蓋は下表に示す区分において使用するものとする。

蓋のデザイン	スリップ防止、中心に 5cm 程度で市章を表示
使用区分	T-25 幅員が 4m 以上の道路の車道部及び耐荷重を必要とする箇所 T-14 歩道部及び幅員が 4m 未満の道路

排除方式	分流式：汚水	分流式：雨水
表示文字	「おすい」 図面に記載したマンホール番号を表示すること。	「うすい」 図面に記載したマンホール番号を表示すること。
ガス穴	なし	6 か所

- (2) マンホール蓋を設置する際、舗装断面勾配となるよう勾配及び高さを調整すること。
舗装断面勾配とは、本舗装にあつては計画勾配、仮舗装にあつては現況勾配をいう。

4 埋設標識シート（開削工事の場合）

下水道管渠の管頂から 30cm 上に下表により「下水道埋設標識シート」を埋設すること。

種別	汚水管	雨水管
色	茶	茶
幅	15cm	15cm
文字の色	白	白
表示方法	汚水管注意	雨水管注意
使用箇所	本管及び取付管	本管及び取付管

5 埋め戻し

(1) 埋め戻し土

発生土の土質試験（コーン指数試験等）により発生土が埋め戻しに適した土質であることが確認された場合は、設計書の記載にかかわらず発生土にて埋め戻すこと。

(2) 埋戻土の締固め

ア 試験施工

本施工と同じ条件で試験施工を行い、締固め度が 95%以上となる施工方法（仕上り厚さ 20cm におけるタンパ等での転圧回数）を決定すること。試料については、土質試験のために採取した土（改良土で埋め戻す場合は改良土）を用いること。

試験施工で決定した事項は施工計画に反映すること。

イ 施工管理

(ア) 施工方法

施工計画において定めた方法で施工すること。

(イ) 現場密度の測定

下表による。

規 格 値	締固め度 95%以上
試 験 基 準	埋め戻し材料 500m ³ に 1 回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の場合は 1 工事当たり 3 回以上。
測 定 箇 所	埋戻し工の中間点及び埋め戻し完了面等監督員の指示による。

6 測量杭等の復旧

工事施工区域内またはその付近にある既設の杭、鉋及び境界杭等は関係者立会いの上で、必要な精度をもってオフセットをとり、受注者の責任において保全または復旧すること。特に公共基準点については、清須市公共基準点保全要領に従い、必要な措置を行うこと。また、施工前後の対応を監督員に報告すること。

7 路面復旧

- (1) 施工の不備により、既設舗装に影響があった場合は、受注者の責において復旧すること。
- (2) 工期内においては、工区内の道路の舗装状態を常時確認し、破損が見つかった場合は、受注者により修繕することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、別途監督員と協議すること。
- (3) 本工事に伴う仮復旧箇所については、舗装本復旧を行うまでの期間は、工事完了後（検査後）であっても受注者の責においてこれを管理し、常に良好な状態を保持すること。
- (4) 施工前に既設マンホール等の高さを確認し、舗装完了時に凹凸が生じる高さのものがあれば、事前に各管理者と協議し高さ調整を行うこと。

第 4 完了及び検査

1 工事の検査及び評定

- (1) 工事完了検査に先立ち、取付管の設置位置について、汚水鉋の位置と成果資料の示す位置が整合しているかどうか全箇所検査すること。検査方法については監督員の指示による。
- (2) 工事完了後、完了検査前までに管内に異物や不明水があった場合は、適正な処置をし、修補補正を完了していること。
- (3) 工事の完了検査では、レベル、区間距離の測定及び光を通すことで管の出来形を確認する。また、すべてのマンホールについて内部の目視確認を行う。なお、工事途中においても監督員から請求があった場合は中間検査を行うものとする。

2 提出書類

工事完了時に、下記の図書を作成、提出すること。

- (1) 取付管布設申込書 設置箇所ごとに申込書と位置及び深度が分かる写真をセットにし、紙ファイル等にまとめること。
- (2) 竣工図 設計値を出来形値に修正し、各マンホールのオフセット（道路コーナー等

から2箇所以上)及び取付管情報を記載する。また、紙図面及び電子データ(CADデータ及びPDFデータ)の両方で提出すること。

第5 雑則

1 公表歩掛の参考明示

この設計書に記載されている歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。そのため、施工後に発生した外的条件により施工条件が変化した場合、または発注者自らが誤謬と認めた場合を除き、歩掛(設計)の変更をおこなうことはない。

2 施工条件の明示

- (1) 別表のうち摘要項目○印該当は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
- (2) 参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

3 あいち建設情報共有システムの利用

- (1) 契約金額が1,000万円以上及び1,000万円未満であって特記仕様書で指定する工事は、あいち建設情報共有システムを利用するものとする。
- (2) 当該システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

4 きよすあしがるバスとの調整

- (1) 受注者は、施工の前に清須市コミュニティバス(以下「きよすあしがるバス」)の運行ルートを確認するものとする。
- (2) 受注者は、当該運行ルートにおいて片側交互通行及び全面通行止め等の交通規制を実施しようとする箇所がある場合は、当該箇所の施工予定日の2週間前までにきよすあしがるバスの運行担当者(清須市企画部企画政策課)と調整を行い、当該調整の結果を監督員に報告するものとする。

改訂履歴

令和 3年 3月 22日	初版
令和 4年 7月 6日	第1次改訂
令和 5年 1月 25日	第2次改訂
令和 5年10月 1日	第3次改訂